



# 長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成28年12月28日発行～

## 新春講演会『女性活躍と企業の取り組み』講座のご案内！

長崎市男女共同参画推進センター「アマランス」が主催する、女性の活躍を積極的に推進している企業の取り組みを紹介する講座が開催されます。

九州教具(株) 代表取締役社長 舟橋修一氏を講師にお招きします。当日は、1才から就学前のお子さんの一時保育もできますので、気軽にお申込みください。

【日時】 平成29年1月14日(土) 13:30～15:30

【場所】 アマランス 研修室(長崎市魚の町)

【講師】 九州教具株式会社 代表取締役社長 船橋修一氏

【定員】 80名

【期限】 1月13日(金)

【申込】 電話や窓口、市民会館ホームページで

【その他】 一時保育(1才～就学前) 希望の方は、1/7(土)までに申込みください。



詳しくはこちら → <http://ngs-shiminkaikan.jp/>

<問合せ先>

男女共同参画推進センター

TEL: 095-826-0018

FAX: 095-826-2244

## 労働保険への加入手続きはお済みですか？

労働保険とは「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。労働者(パート・アルバイト等を含む)を一人でも雇用している事業主は、労働保険の加入手続きを行わなければなりません。

労災保険・・・労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方を保護するために必要な保険給付等を行うものです。

雇用保険・・・労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定給付を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。

<問合せ先>

長崎労働局総務部労働保険徴収室

TEL: 095-801-0025

## 長崎県の最低賃金が改正されました！

長崎県の最低賃金が改正され、10月6日(木)から発効されました。  
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、**使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない**とする制度です。

### もう、チェックした？ 長崎県最低賃金

これまでの最低賃金 694円

▼  
時間額 **715円**

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



詳しくは、厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎ 095-801-0033

パソコンで最低賃金がチェックできます！

→ <http://pc.saiteichingin.info/>

<問合せ先>

長崎労働局労働基準部賃金室

TEL:095-801-0033

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 労働災害防止の徹底、労働者の安全・健康の確保を！

事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。

平成28年9月29日、「なくせじん肺全国キャラバン長崎実行委員会」が労働災害の根絶に向けての要請を長崎市にされました。事業主の皆様におかれましては、じん肺被害をはじめとする健康被害から労働者を守るため、具体的な取り組みとして、防塵マスクの着用など安全対策の徹底に努めていただくようお願いします。

お問い合わせ先 長崎市産業雇用政策課

TEL 095-829-1313

## 中小企業退職金共済制度をご存知ですか？

中小企業退職金共済制度は、中小・零細企業において**単独では退職金制度を設けることが難しい中小・零細企業のためにつくられた国の制度**です。退職金制度を取り入れることで、従業員に将来への安心感を与え、仕事への意欲をもたらすことが期待できます。

企業の魅力を高め、優秀な人材を獲得するために「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。

### 制度のメリット

- 国の制度だから、安心・確実。掛金も一部助成。
- 掛金は全額非課税。手数料もかかりません。
- 社外積立だから管理や運用は手間いらず。
- パートさんや家族従業員も加入できます。

### 退職金額

○掛金月額10,000円の場合……

<10年> 1,265,600円

<20年> 2,666,600円

<30年> 4,213,100円

※金額は法令の改正により変わることがあります。

### 加入できる企業

- 一般業種（製造・建築等）…常用従業員数300人以下または資本金・出資金3億円以下
- 卸売業 …常用従業員数100人以下または資本金・出資金1億円以下
- サービス業 …常用従業員数100人以下または資本金・出資金5千万円以下
- 小売業 …常用従業員数50人以下または資本金・出資金5千万円以下

制度についての詳しい情報はこちら



<http://chutaikyo.taisvokukin.go.jp/>

<問合せ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211